

第 21 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 7 日

上富良野町農業委員会

第 21 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和4年3月7日（月） 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 JA ぷらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	6	西木 晴彦
7	小川 光洋	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	北村 啓一	11	内田 透	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第7 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	安川 伸治	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
4番 荒 仁 君 5番 沼沢 春美 君 を指名いたします。

議 長 日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 議案第1号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和4年3月7日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

1番

貸主、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借主、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計9筆。地目は公簿現況ともに田、公簿現況ともに用悪水路。面積は9筆合計で78,138㎡です。土地の引き渡し時期は令和3年12月14日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成28年4月13日から令和8年11月30日まででした。

2番

貸主、旭川市東光〇条〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田、面積は2筆合計で38,209㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年2月3日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成26年1月16日から令和5年11月30日まででした。

2件の解約はこの後ご審議いただきます諮問第1号に係るものであります。2番については〇〇地区換地事業により地番及び面積が変更になっています。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和4年3月7日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所22

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、札幌市中央区北5条西6丁目の北海道農業公社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田、面積は2筆合計で36,550㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇万円。移転時期は令和4年3月8日で、支払方法は口座振込、支払時期は令和4年7月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所23

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は2筆合計で45,082㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年3月8日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所24

出し手、滋賀県大津市〇〇〇〇丁目〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で47,161㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年3月8日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

賃6

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は3筆合計で12,219㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和4年3月8日、終期は令和13年11月30日で、支払方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日です。

賃7

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計10筆。地目は公簿現況ともに田及び用悪水路、面積は10筆合計で78,511㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和4年3月8日、終期は令和13年11月30日です。支払方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日です。

所25

出し手、東神楽町〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。

地目は公簿田、現況畑。面積は2筆合計で10,640㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年3月8日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所26

出し手、旭川市〇〇条〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で34,998㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年3月8日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所27

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で20,225㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年3月8日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所28

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で20,358㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年3月8日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所29

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で9,541㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年3月8日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 所22番 について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 北村 啓一 委員」

北村委員 10番 北村です。所22番 について、補足説明いたします。

北海道農業公社の農地保有合理化事業の案件として、2月の総会において買入れ協議を行った件でございます。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
受け手 札幌市中央区の公益財団法人北海道農業公社 さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの再処分に伴い、公社との買入協議の結果、10a当たり、田〇〇〇〇円で売買となりました。
公社が買入れ後は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所22番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諮問第1号 所23番、24番、賃6番、7番、所25番 について、提案に関する補足説明を願います。

「12番 佐藤 良二 委員」

佐藤代理 12番 佐藤 です。所23番、24番、賃6番、7番、所25番 について、補足説明いたします。

令和4年2月24日及び28日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買3件、賃貸借2件の利用集積が成立いたしました。

所23番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇道路沿いほかになります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり、田〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇円で売買となりました。

所24番

出し手 滋賀県大津市〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 上富良野町〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり、畑〇〇〇〇円で売買となりました。

賃6番

出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり、田〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇円で賃貸借となりました。

賃 7 番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん。

受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○沿いほかになります。

○○さんの相続後の再処分に伴い、10a 当たり、田○○○○円、用悪水路○○○○円で賃貸借となりました。

所 25 番

出し手 上川郡東神楽町○○条○○丁目の○○○○さん。

受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○道路沿いになります。

○○さんの再処分に伴い、10a 当たり、畑○○○○円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号 所 23 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第 1 号 所 24 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第 1 号 賃 6 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第 1 号 賃 7 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第1号 所25番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所26番、27番、28番、29番 について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 上田 修一 委員」

上田委員 3番 上田です。所26番、27番、28番、29番 について、補足説明いたします。

令和4年2月25日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買4件の利用集積が成立いたしました。

所26番
出し手 旭川市〇〇条〇〇丁目の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路沿いになります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり、田〇〇〇〇円で売買となりました。

所27番
出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路沿いになります。
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり、田〇〇〇〇円で売買となりました。

所28番
出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路沿いになります。
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり、田〇〇〇〇円で売買となりました。

所29番
出し手 〇町〇丁目〇番号の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり、田〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所26番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第1号 所27番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第1号 所28番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第1号 所29番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。
令和4年3月7日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計25筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿山林で現況畑。面積は25筆合計で236,974㎡です。内容は使用貸借となりました。

2番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計20筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿山林で現況畑。面積は20筆合計で268,392㎡です。内容は賃貸借となりました。

3番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計16筆。地目は公簿が畑と山林と原野、現況が畑。面積は16筆合計で247,547㎡です。内容は賃貸借となりました。

4番

出し手、〇〇線〇〇号の持ち分〇分の〇〇〇〇さん、〇〇線〇〇号の持ち分〇分の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿が山林と畑、現況が畑。面積は4筆合計で50,395㎡です。内容は賃貸借となりました。

5番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計37筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿が山林で現況が畑。面積は37筆合計で235,020㎡です。内容は使用貸借となりました。

6番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計15筆。地目は公簿が山林と畑、現況が畑。面積は15筆合計で393,449㎡です。内容は売買となりました。

7番

出し手、滝川市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号

の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに田、面積は6筆合計で5, 1 2 3㎡です。内容は売買となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 1番 について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 島田 政志 委員」

島田委員 8番 島田です。 議案第2号 1番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇沿いほかとなります。

〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 2番、3番、4番 について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 荒 仁 委員」

荒 委員 4番 荒です。 議案第2号 2番、3番、4番について、補足説明いたします。

2番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇道路沿いとなります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇に賃貸借となりました。

3番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん。

受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○道路沿いとなります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○に賃貸借となりました。

4番

出し手 ○○線○○号の持ち分○分の○○○○○さん、

○○線○○号の持ち分○分の○○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○道路沿いとなります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○に賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 2番、3番、4番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号 5番 について、提案に関する補足説明を願います。

「9番 谷本 嘉彦 委員」

谷本委員 9番 谷本です。 議案第2号 5番 について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん。
受け手 ○○線○○号の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○道路付近ほかになります。
○○○○さんの経営移譲に伴い、○○の○○さんへ使用貸借になりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 5番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 6番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 佐藤 良二 委員」

佐藤代理 12番 佐藤です。 議案第2号 6番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん。
受け手 ○○線○○号の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○道路付近になります。
○○さんの再処分に伴い、○○○○へ売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 6番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 7番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 内田 透 委員」

内田委員 11番 内田です。 議案第2号 7番について、補足説明いたします。

出し手 滝川市〇〇町〇〇丁目の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇になります。

〇〇さんが相続後に処分保留としていましたが、〇〇さんへ売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 7番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第3号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第3号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和4年3月7日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

8番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田、面積は2筆合計で46,467㎡です。内容は使用貸借となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 8番 について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 島田 政志 委員」

島田委員 8番 島田です。 議案第3号 8番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路付近となります。

〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 8番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 8番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員着席)

議 長 日程第6 議案第4号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第4号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和4年3月7日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

9番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計8筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿が山林及び池沼、現況が畑。面積は8筆合計で113,365㎡です。内容は使用貸借となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号 9番 について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 佐藤 良二 委員」

佐藤代理 12番 佐藤です。 議案第4号 9番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇道路沿いとなります。

〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 9番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 9番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長 日程第7 議案第5号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第5号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。
令和4年3月7日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

10番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇町〇丁目〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿現況ともに田、面積は5筆合計で31,457㎡です。内容は賃貸借となりました。

11番

出し手、〇町〇丁目〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇ほか、計8筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は8筆合計で11,446㎡です。内容は使用貸借となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第5号 10番 について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 北村 啓一 委員」

北村委員 10番 北村です。 議案第5号 10番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
受け手 〇町〇丁目の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇沿いとなります。
〇〇〇〇さんの〇〇の〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇により、〇〇〇〇さんと賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 10番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 10番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第5号 11番 について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 内田 透 委員」

内田委員 11番 内田です。 議案第5号 11番について、補足説明いたします。

出し手 ○町○丁目の○○○○さん。
受け手 ○○線○○号の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○町○丁目の○○沿いとなります。
○○○○さんの○○○○に伴い、○○の○○○○さんに使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 11番 について、これより質疑に入ります。

事務局 11番について事務局より補足説明します。さきほど10番の案件で、○○さんの○○で○○○○であります。11番については○○さんの所有地を○○さんへ使用貸借するという、○○○○としては逆な方向といいますか、土地を貸します。○○ばかりということで、今年度については、○○○○で○○さんが作っていた土地を継続するために、貸し付けを行うということです。○○○○ということになります。

議 長 ほかにありますか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 11番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第21回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、議案6件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時30分

上記第21回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年3月7日

上富良野町農業委員会長 _____
上富良野町農業委員 _____
上富良野町農業委員 _____
上富良野町農業委員 _____